

公文書は語る！ ビキニ水爆被災の被害賠償交渉 日米合意の真相、戦犯解放による親米気運の好転を策す

高橋 博子（名古屋大学大学院法学研究科研究員）

2018年7月20日、高知地裁はビキニ国賠訴訟に次のような判決を下した。

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

同裁判では資料の隠匿・不開示の問題が重要な争点となっていたが、判決文では次のように述べられていた（一部抜粋）。

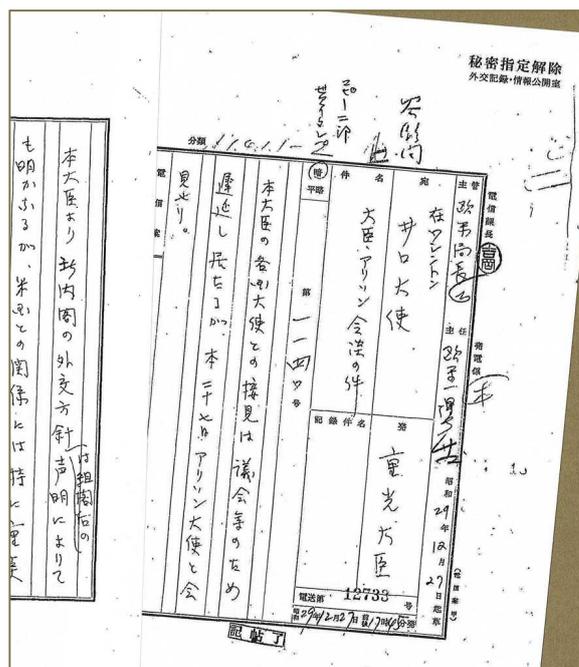
- ・原告らが主張する情報の隠匿に関していえば、本件核実験による被ばくの実態や漁船の被害については既に当時から大きく報道されており、これ自体を隠すことは不可能であったし、日米合意についても、意思決定の過程が全て外部に公表されていたわけではないが、日米合意自体が密約としてなされたものでもない。
- ・かえって、日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料に関しては、平成3年の時点で外務省が自主的に開示しているところである。
- ・日米合意の当時に互いの政治的思惑があり、本件被ばくによる世論の沸騰を鎮静化しようと目論んだことが窺われるとしても、そのために情報の隠匿方針が決定され現在に至るまでその意思が貫徹してきたとまで認めるのは困難である。

つまり「かえって、日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料に関しては、平成3年の時点で外務省が自主的に開示しているところである」と、あたかも外務省が自主的に「日米合意の裏にあった思惑を推認させる資料」を公開しているかのように説明しているのである。このような判断などに基づいて、高知地裁は、原告の請求を棄却し、国側は勝訴となった。

高知地裁の判決文を読んだとき、私は、はたして外務省は当該資料を自主的に充分に開示していたのであろうか、被告は本当に史料を隠匿していないのか、と疑問に思った。というのは、米原子力委員会の文書から、1954年12月27日

に開催されたアリソン重光会談に関する文書が、2014年にアメリカ在住の知人の協力で米国立公文書館に情報公開請求した結果、開示された文書。その会談に該当する文書が外務省が開示した資料の中には存在していなかったからである。つまり外務省側は1954年12月27日に開催された重光・アリソン会談に関する文書を開示していなかったのである。

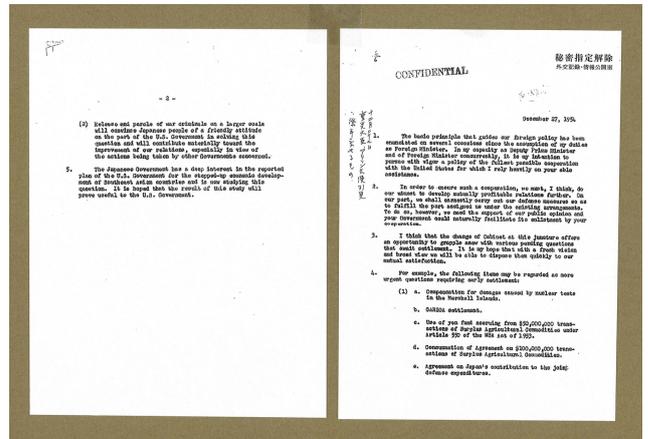
8月末、私は「1954年12月27日のアリソン大使と重光外相との会談」に関する文書と指定して、情報公開請求した。その約一か月後の2018年10月3日付で、外務省総務課外交記録・情報公開室から文書の開示がなされた（開示番号2018-00269）。つまり、高知地裁が判決を出したあともなお、日本政府は日米合意に関する重要文書を隠匿し続けていた事実が発覚したのである。



（写真：重光大臣が作成した昭和29年12月27日の重光・アリソン米大使会談の報告文書）

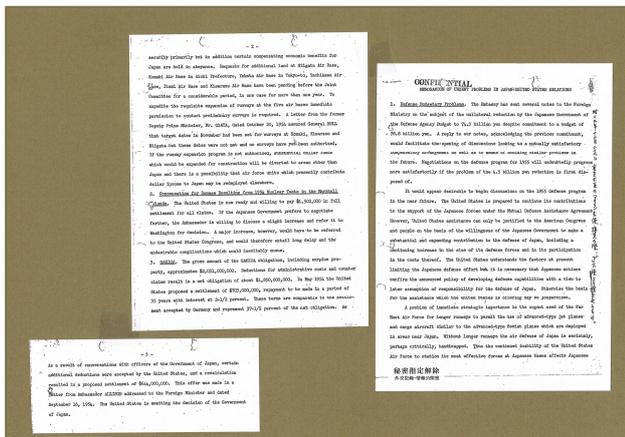
外務省が昨年10月に機密解除した文書によると、ビキニ水爆被災問題の「解決」と日本の戦犯解放とが文字通り並立する問題として提示された。重光外相からアリソン大使に渡された、ビキニ補償問題と戦犯の解放などを記した文書には、「大規模な戦犯の解放と仮出所」によって、「米国政府の役割に対して日本人々に好意的な態度とらせ、われわれの関係改善に向けて実質的に貢献するであろう」と、日本人の対米観が好転することが述べられている。すでに、米国立公文書館によって情報開示された文書によって、日本側が「戦犯の解放」を求めていることはわかっていたが、今回開示された外務省文書で、重光外相みずからその文書を作成していたことがわかった。刑期を終えていたとはいえ、A級戦犯として実刑判決も受けていた重光外相は、アメリカ側の戦犯追及姿勢をさらに解除させるために、ビキニ水爆被災問題の案件が書かれている同文書に戦犯問題を入れたことが考えられる。彼にとってはビキニ水爆被災の解決よりも、戦犯解放を重視していることがうかがえる文書である。

事件の補償問題の解決に関する件」を決定し、「アメリカ合衆国政府は日本国民の損害の補償のため、法律上の責任の問題と関係なく慰謝料として200万ドル(7億2000万円)を支払う」とする交換公文が交わされた。



(写真:昭和29年12月27日会談で重光大臣がアリソン米大使に手交した文書)

このように、ビキニ水爆被災問題の日米政府間での解決として、1955年1月4日にアメリカ政府が日本政府に「慰謝料」200万ドルを支払う形で政治決着させたが、それを巡る交渉にあたってこの12月27日の文書で明らかになったように、重光外相とアリソン大使とのやり取りがかなり決定的だった。200万ドルは、米議会に諮る必要のない最大限度の額として支出されていた。しかも、日本政府は「慰謝料」と表記しているが、原文では「Ex Gratia」と表記されており、対外活動本部のプール金から捻出されていたので、アメリカ側の責任が問われない、工作費から調達された資金でしかなかった。日本政府・アメリカ政府の間でビキニ水爆被災問題が政治決着させられる一方で、ビキニ水爆被災問題は矮小化されてゆき、米核実験によって被災した人々の実態調査・援護が切り捨てられていったのである。(以上)



(写真:昭和29年12月27日会談でアリソン米大使が重光大臣に提示した文書)

このようなやり取りの結果として、1955年1月4日、鳩山一郎内閣は初閣議で、「ビキニ被災

※ビキニ国賠訴訟の高松高裁第3回控訴審が、9月12日にあり、判決が12月12日となりました。
 ビキニ国賠訴訟の全体像や裁判の様子は、下記ホームページをご覧ください。

●太平洋核被災支援センターホームページ
<http://bikini-kakuhisai.jet55.com/news.html>



●非核の会京都「ビキニ事件は終わっていない！」
http://hikaku-kyoto.la.cocacn.jp/bikini_no_dead.html

